

令和4年 5月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年5月17日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	辻 智孝
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第14号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第15号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第16号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第17号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
議案第19号	農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(さいたま中央地区)					
報告事項	・農地法第3条の3の規定による届出について					
	・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について					
	・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について					
	・農地法第5条第1項第8号の規定による届出について					
	・農地法第6条第1項の規定による報告(農地所有適格法人)について					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年5月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>本日は関口委員が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>農業委員の任期が残り1年になりました。審議以外の行事がほとんどできないコロナ禍ではありますが、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、「蔓延防止等重点措置」の解除に伴い、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号10番 井原 委員 議席番号12番 山本 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議		
議	長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、それぞれ市立植水中学校の南東700m、400m、500mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、それぞれ700m、400m、600mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号2番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします</p>
井原委員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通小学校の南東1.0kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、400mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で、説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第10号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉山委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮東小学校の北110mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣で共同住宅を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存のコンクリートブロック6段積及び高さ1.0mの既設ネットフェンス及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立指扇北小学校の北東300mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、大宮東警察署の南東480mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、自己所有の土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.0mの新設及び既設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>

高 崎 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立大久保小学校の北西250mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立城北中学校の北西650mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第11号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立植水小学校の南80mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、妻の実家に居住しているが、手狭となったことから、義母が所有する申請地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック1～3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いします。</p>
石 川 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、大宮花の丘農林公苑の北西450mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内でバイク修理業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たに資材置き場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存及び新設コンクリートブロック3～4段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、番号4番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いします</p>
西 澤 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、大宮聖苑の北東760mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、県内で自動車整備業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であるため、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック3段積及び高さ1.5mの既存フェンス及び新設コンクリートブロック3段積及び高さ1.5mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして、番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、思い出の里市営霊園の北東400mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番から番号8番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いします。

小 山 委 員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の南東1kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在、市内で造園土木業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック3～5段積及び高さ1.0mの既存フェンス及び高さ1.0～3.0m新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の南東1.2kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で管工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場を返却することから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック2～3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の北東530mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の北東520mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いします。

西 形 委 員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立芝原小学校の北東1.1kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番、大久保地区、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いします。

高 崎 委 員

番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、浦和西体育館の北東150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で宗教法人を営んでいるが、既存駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック3段積及高さ1.5～1.8mの既存ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大久保小学校の北西250mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、店舗（クリーニング店）です。
申請理由は、現在、市内でクリーニング業を営んでいるが、道路拡幅に伴う用地買収により、立ち退きを求められていることから、申請地に新たな店舗を建設するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大久保浄水場の東200mに位置する、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、県内で社会福祉事業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大久保小学校の北170mに位置する、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、県内で運送業を営んでいるが、既存駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設土留ブロック3～5段積及び高さ1.0mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立新開小学校の南東490mに位置する、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、母及び伯父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック4段積により被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、番号16番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いします。

石井委員

番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大門小学校の西550mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、妻が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1～3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大門小学校の西700mに位置する、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で電気工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～5段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号17番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いします。

横山委員

番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立美園中学校の北東680mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、都内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の契約終了に伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ2.0mの新設防塵ネット及び高さ3.0mの新設万能鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号18番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いします。

小林委員

番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、しらこぼと水上公園の南東870mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、県内で電気工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場及び資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号19番、番号20番、柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南西330mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、物流センターの新規開業にあたり雇用した従業員の駐車場が不足していることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ1.8mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号20番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立大宮東高等学校の北750mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、賃貸借契約満了により、既存駐車場を土地所有者に返却することに伴い、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mの新設鉄筋コンクリート土留め板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号21番から番号23番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号21番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の北東350mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在、市内で土木建設業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mの新設フェンス及び高さ1.0～2.0mの新設コンクリート擁壁及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号22番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立宮川小学校の南西290mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で自動車の修理・販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留め鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号23番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の東60mに位置する、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

高松委員

3点あります。
まず、番号11番について伺います。
議案書にはクリーニング店の店舗とありますが、工場ではなく、取次の店舗を建設するということでしょうか。

続きまして、番号16番について伺います。
権利関係が使用貸借権となっていて、譲受人が法人、譲渡人が個人ということですが、こういった場合は使用貸借ではなく賃貸借が一般的ですが、どのような関係で使用貸借になったのか確認させてください。

続きまして、番号23番について伺います。
譲受人の業者について、過去に農地改良の実績があるかどうか分かる範囲で教えてください。
以上になります。お願いします。

<p>事務局</p>	<p>番号11番についてですが、議案書にある通り都市計画法第34条第1号に該当するとなっております。これは周辺居住者の利用に供する公益上必要なもの、又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営むものが認められています。クリーニング店もこの中の事例で認められているものであって、店舗面積も500㎡未満という規定を満たしているため、今回の申請があったものであり、結論といたしましては取次店となります。</p> <p>続きまして、番号16番についてですが、譲渡人と譲受人の役員が親族関係にあります。そういった関係で使用貸借ということになっております。</p> <p>続きまして、番号23番についてですが、この譲受人の業者は、過去に農地改良の実績はありませんが、土木建築業の実績がございます。この業者の代表の方はこの申請地の周辺で既に許可した農地改良の関係者でもあります。そのため、業者としての農地改良の実績はございませんが、代表の方については実績があるということになります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総員賛成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第12号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>先に番号15番を審議いたします。 この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>小林委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 退 席 —</p> <p>番号15番について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号15番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は810mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第13号、番号15番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第13号、番号15番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、小林委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 入 室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>

杉山委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.0kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、日進地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ナス、ピーマン及びオクラです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 番号4番から番号9番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。</p>

続きまして番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.6kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.0kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.8kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.8kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号9番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号10番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は10.6kmです。 特に問題はないものと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、番号12番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高崎委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号12番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定7年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、尾間木地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号13番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。</p>

石井委員

番号14番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメ及びホウレンソウです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は690mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番から番号25番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号16番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は520mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号17番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は430mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号18番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は530mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号19番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は460mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号20番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は710mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号21番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は480mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号22番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は530から850mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号23番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は680mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号24番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は710mです。
特に問題はないものと思われま

	<p>続きまして、番号25番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は630mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号26番、番号27番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>関 根 委 員</p>	<p>番号26番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.4kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>番号27番についてご説明いたします。 賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.6kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号28番から番号30番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中 山 委 員</p>	<p>番号28番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は700mです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号29番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は640mです。 特に問題はないものと思われます。</p>

		<p>続きまして、番号30番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は690mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子	委員	<p>番号1番について伺います。 議案書に経営規模の拡大とあるのですが、耕地面積が記載されていませんが、どういうことでしょうか。</p>
事	務局	<p>譲受人については、他市で農業経営をされており、経営面積は12,000㎡でございます。記載については以前も市外の方からの参入については、市内での実績によって記載しており、今回もそれに倣って記載しております。</p>
西形	委員	<p>番号16番から番号25番について伺います。 議案ごとに面積の小さい農地が入っていますが、これらは連たんして、農機具等が一体で使えるような土地なののでしょうか。そうでなければ大変だなと思えますので教えてください。また、譲受人の年齢も教えてください。</p>
濱野	委員	<p>これらの申請地では農業をしておらず、葎等が生えているような状況でございます。譲受人は申請地から少し離れた所で自作で農業をしていますが、米の価格が下がったことで、できれば収穫量を増やしたいということです。申請地間は通作距離がありますが、譲受人はそれでもいいから貸してほしいということで、今回申請となりました。譲受人の年齢は70歳です。</p>
事	務局	<p>補足ですが、申請地では筆の境は分かれておらず、一体の農地であることから農機具の移動に支障はないと考えられます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号15番を除く議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成ですので、議案第13号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第14号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第14号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第14号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第15号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番、番号2番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第15号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第16号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号14番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第16号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第16号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第17号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第17号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書67ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案13号番号4番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の69ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、番号3番、大久保地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書67ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案13号番号11番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の70ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>続きまして、議案書67ページの配分計画(案)の番号3番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案13号番号12番の農地を7年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の71ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、尾間木地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書67ページの配分計画(案)の番号4番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案13号番号13番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の72ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p>

議	<p>長 ありがとうございます。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第18号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第18号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第19号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま市中央地区）について審議します。</p> <p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画（案）に対する意見（さいたま中央地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第19号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま市中央地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第19号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第19号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年4月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>石川会長職務代理</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和4年5月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>